6 地方分権推進法の有効期間延長のための改正法案 成立に関する会長談話等(地方六団体)

5月12日、「地方分権推進法の一部を改正する法律案」が参議院本会議で可決され、成立しました。今回の改正は、地方分権推進法が5年間の時限立法で本年7月にその期限が到来するところ、地方分権の推進に関する施策の実施状況を勘案して、引き続き地方分権を総合的かつ計画的に推進するため、同法の有効期間をあと1年延長するものです。

本会をはじめとする地方六団体は、同日、会長談話(資料)を発表し、国において新制度の定着のための監視や残された課題解決に向けた取り組みを期間内に着実に進めるよう、強い期待を表明しました。

同時に、改正法案成立に対するお礼挨拶のために、本会会長の土屋埼玉県知事をはじめとする地方六団体の代表者が政府や政党の要路を訪問しました。政府関係では森内閣総理大臣、額賀官房副長官、松谷官房副長官、保利自治大臣など、政党関係では自由民主党の池田総務会長、横内内閣部会長、保守党の野田幹事長など、国会関係では自由民主党の古賀衆議院国会対策委員長などの関係各位に面会し、成立に対する謝意並びに延長期間中の取組に対する期待を伝えたところです。